

市役所窓口で口座振替手続きができるようになります！

これまで、金融機関の窓口での申し込みが必要だった市税・料などの口座振替の申し込みが、10月19日（月）から市役所窓口でキャッシュカードを使って簡単にできるようになります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



▲詳しくはこちら

申請場所 市税務課収納係（市役所1階4番窓口）
申し込みできる税・料 市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、保育料、住宅使用料
利用できる金融機関 肥後銀行、熊本銀行、南日本銀行、熊本中央信用金庫、九州労働金庫、熊本県信用組合、球磨地域農業協同組合、ゆうちょ銀行
申請に必要なもの キャッシュカード、キャッシュカードの暗証番号、納税通知書

問合せ 市税務課収納係（☎22-2111 内線1053）

市役所窓口で口座振替の**新規登録**をした人に
 きじうまコイン 500 ポイントをプレゼント！

※保育料・住宅使用料は除く

※令和9年3月31日までに登録した人が対象

キャッシュカードを端末に通し、暗証番号を入力



口座振替登録完了！
 きじコポイントがもらえる



きじコアプリをインストールしたスマホをお持ちください

事業者の皆さんへ 源泉徴収票は郵送しません

政府のデジタル化推進に伴い、令和8年分から、給与所得の源泉徴収票の郵送配布が廃止されます。

令和8年分の年末調整関係書類には、「給与所得の源泉徴収票」「給与支払報告書（総括表）」「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は同封されません。市町村や税務署の窓口にも設置されませんので、手書き用の用紙が必要な場合は国税庁ホームページから取得してください。

国税庁ホームページの「入力用」給与支払報告書（個人別明細書）・給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）・ファイイルに直接情報を入力すると、「給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）」と「給与支払報告書（個人別明細書）」を同時に出力できますのでぜひ利用してください。

問合せ 人吉税務署（☎23-2311）、国税相談専用ダイヤル（☎0570-005901）



▲詳しくはこちら

計量器の定期検査を しましょう

取引や証明に使う計量器は、法律で2年に1回の定期検査を受けるよう義務付けられています。次の日程で検査を行いますので、当てはまる計量器を持っている人は受検しましょう。

○10月26日（月） 午前10時～午後3時30分

○10月27日（火） 午前9時～午後3時30分

○10月28日（水） 午前9時～午後3時

※正午～午後1時は除く

場所 東西コミセン

持っている物 計量器（質量計など）、手数料（1台当たり500円～2200円）

検査対象計量器

- ・商品の売買に使う物
- ・病院や薬局などで使う調剤用
- ・学校や病院、保育園などで使う体重測定用
- ・農協や漁協など流通物資の集荷、出荷などに使う物
- ・宅配など運送業者などが貨物の運賃算出用に使う物
- ・農業や漁業などの生産者が生産物などの売買に使う物

情報ひろば

内容が変更になることがあります。
 詳しくはお問い合わせください。

国民年金の障害基礎年金

障害基礎年金は、病気やけがで生活や仕事などが制限されるようになったときに受け取ることができる年金です。

受給要件

- ① 国民年金加入中に初めて受診した病気やけがで一定の障がい状態になったとき
- ② 国民年金被保険者の資格を失った後、60歳以上65歳未満で、国内に住む人が一定の障がい状態になったとき
- ③ 20歳前に初めて受診した病気やけがで一定の障がい状態になったとき

※初診日の月の前々月までの公的年金加入期間で3分の2以上の保険料が納付が免除されているなど、いくつかの納付要件があります。

年金額（年額）

1級 105万9125円
 （昭和31年4月1日以前に生まれた人は105万6125円）

2級 84万7300円（昭和31年4月1日以前に生まれた人は84万4900円）

※18歳になった後の最初の3月31日までの子か20歳未満で

障害等級1・2級の状態の子がいる場合は支給額が加算されます。

問合せ 八代年金事務所（☎0965-356123）、市市民課国保年金係

10月から開始！

国民年金の育児免除制度

国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・学生・無職の人など）の国民年金保険料が、育児で免除される制度が10月から始まります。

子どもを育てている人（実父母・養父母）は、届け出すること、所得に係なく保険料が免除されます。納付を免除した期間は、保険料を納付したのとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対象 10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者である実父母・養父母で次の全てを満たしている人

- ・子と身分（親子）関係が継続している
- ・子と同一住所である
- ※法律上の親子関係がある子（実子・養子）に加え、特別養子縁組の監護期間である子なども該当します。

対象期間 子どもが1歳になる誕生日の前月まで

国民年金第1号被保険者が出産したときは、出産前後の一定期間、保険料が免除される制度（産前産後免除制度）があります。また、10月1日以降に産前産後免除期間が終了し、引き続き子を養育している事実が日本年金機構で確認できた場合は、育児免除該当の届け出は不要です。

問合せ 八代年金事務所（☎0965-356123）、市市民課国保年金係

適正な服薬に 努めましょう

同じ時期に複数の病院などにかかり、それぞれの病院で処方された同じような効能の薬を服用したり、必要以上にたくさん薬を服用したりしていませんか？

必要以上にたくさん薬を服用すると、薬本来の効果が弱まったり、薬の飲み合わせが悪くて副作用を起こしたりと、体に負担がかかる場合があります。また、不要な薬の量が増えることは、医療費が増えることにもつながります。

緊急地震速報の 訓練放送を行います

11月5日（木）に、全国的な緊急地震速報の訓練が行われます。当日は、午前10時ごろに防災行政無線で訓練放送を行います。

※気象・地震活動状況などで中止されることがあります。

訓練放送内容

★（チャイム）

「こちらは、防災人吉市です。ただ今から訓練放送を行います」

緊急地震速報チャイム

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です」×3回

「こちらは、防災人吉市です。これで訓練放送を終わります」

★（チャイム）

問合せ 市市民課防災係

11月は計量強化月間

計量教室参加者を募集します

対象店舗で購入した商品で計量協会が準備した計量器で量り、表示が合っているかを確認する試調調査や、家庭のはかり無料検査などを行います。試調する指定商品の代金は計量協会から渡されます。

期日 11月26日（木）

時間 午後1～4時

場所 市保健センター2階

申込方法 次の2次元コードから申し込むか、電子メール、ファクスで参加人数、代表者氏名、住所、電話番号を記入し、「計量教室参加希望」と明記して応募してください。

定員 20人 ※先着順

申込期限 10月26日（月）必着

℡ 24-7869

✉ shoukoushinkou@gmail.com

問合せ 市商工観光課商工係、一般社団法人熊本県計

量協会（☎096-367

・7816）、熊本県産業技

術センター計量検定グルー

プ（☎096-368・

2101）



▲申し込みはこちら